

議 案 第 3 号

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第
41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。